

しょうがいふくし あんない ～障害福祉サービスのご案内～

しょうがいふくし

○障害福祉サービスとは

しょうがいしやそうごうしえんほう もと しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい
障害者総合支援法に基づき、障害（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害）
のある人、難病の人が、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう、一人
ひとりの障害状況や生活状況に応じて利用できるサービスです。

しょうがいふくし ぜんこくきょうつう きじゆん ていきょう じりつしえんきゆうふ
「障害福祉サービス」は、全国共通の基準で提供される「自立支援給付」と、
しちやうそん ちいき とくせい こうりよ ていきょう ちいきせいかつしえんじぎやう
市町村が地域の特性を考慮して提供される「地域生活支援事業」の2つに分かれて
います。障害福祉サービスと同種のサービスが介護保険制度により利用できる場合
は、介護保険サービスによる利用が優先されます。

1. サービスを利用できる人

- * しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ひと
身体障害や知的障害、精神障害や発達障害のある人
- * なんびやうなど いってい しょうがい ひと くに さだめ しかん
難病等により一定の障害がある人（国の定める疾患）

2. 利用者負担

りやうしやふたん
利用者負担は、原則としてサービス利用料の1割です。サービス利用者の所属する
せたい しょうがい ひと なんびやう ひと およ はいぐうしや しょとく おう くぶん ふたん
世帯（障害のある人や難病の人、及び配偶者）の所得に応じた区分により、負担
じやうげんげつがく せってい いじやう ふたん しく
上限月額が設定され、それ以上の負担がかからない仕組みになっています。

そうだんしえんじぎやうしよ そうだん りやうしやふたん
（相談支援事業所への相談に利用者負担はありません）


しょうとくくぶん 所得区分	たいしやう ひと 対象となる人	げつがくふたんじやうげんがく 月額負担上限額
せいかつほご 生活保護	せいかつほごせたい ひと 生活保護世帯の人	0円（負担はありません）
ていしょとく 低所得	しみんぜいひかせいせたい ひと 市民税非課税世帯の人	0円（負担はありません）
いっばん 一般1	しみんぜいかせいせたい しょとくわり まんえんみまん ひと 市民税課税世帯（所得割16万円未満）の人 ※1	9,300円
いっばん 一般2	じやうきがい ひと 上記以外の人	37,200円

しみんぜいかせいせたい にゆうしよせつりやうしや さいいじやう きやうどうせいかつえんじよりやうしや いっばん


※1 市民税課税世帯で入所施設利用者（20歳以上）、共同生活援助利用者は「一般2」となります。

3. 障害のある人・難病の人が使えるサービス

障害福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）、横須賀市独自事業など、さまざまなサービスを組み合わせることができます。自立支援給付は、主に介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練の支援を受ける「訓練等給付」があります。利用するサービスによって、申請のプロセスが異なります。

家や、外出するときのサービス	給付の種類	
<p>居宅介護 (ホームヘルプ)</p>	<p>ヘルパーが自宅で身の周りのお手伝いをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体介護 食事、トイレ、入浴のお手伝いなど ●家事援助 調理、掃除、洗濯など ●通院等介助・通院等乗降介助 通院時の介助、公的手続きのお手伝いなど 	
<p>重度訪問介護</p>	<p>ヘルパーが重い障害のある人の自宅に訪問をして日常生活や、外出のお手伝いをします</p>	<p>介護給付</p>
<p>同行援護</p>	<p>視覚障害がある人に、外出先での代筆や代読、移動時の誘導などのお手伝いをします。</p>	
<p>行動援護</p>	<p>重い障害があり、危険回避などが難しい人にヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします。</p>	
<p>移動支援 (ガイドヘルプ)</p>	<p>ヘルパーが付き添い、外出のお手伝いをします。 (施設通所や余暇外出)</p>	<p>地域生活支援事業</p>

地域生活への移行・継続のためのサービス	給付の種類	
<p>地域移行支援</p>	<p>入所施設や精神科病院等から地域生活に移行するための お手伝いをします。</p>	<p>地域相談 支援給付</p>
<p>地域定着支援</p>	<p>単身生活を送る方の緊急時の連絡体制を調整します。</p>	
<p>自立生活援助</p>	<p>単身生活を送る方の環境整備をお手伝いします。</p>	<p>訓練等給付</p>

住むサービス	給付の種類	
<p>施設入所支援</p>	<p>日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。</p> 	<p>介護給付</p>
<p>共同生活援助 (グループホーム)</p>	<p>障害のある人が、アパート等の集合住宅と一緒に暮らします。世話人が日常生活のお手伝いをします。</p>	
<p>宿泊型 自立訓練</p>	<p>知的障害や精神障害のある人が、施設に入所しながら、地域生活を行う上で必要な訓練をします。</p>	<p>訓練等給付</p>

と泊まるサービス		きゅうふ しゅるい 給付の種類
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	かぞく ようじ しせつ みじか あいだ 家族に用事があるときなど、施設に短い間 にゅうしょ とま 入所し、お泊りをすることができます。	かいごきゅうふ 介護給付



にっちゅうかよ くんれん しごと 日中通う(訓練・仕事)サービス		きゅうふ しゅるい 給付の種類
じりつくんれん 自立訓練 (きのうくんれん) (機能訓練)	しんだいしょうがい なんびょう ひと からだ 身体障害や難病の人が、身体をうまく うご 動かすことができるよう、訓練をします。	くんれんとうきゅうふ 訓練等給付
じりつくんれん 自立訓練 (せいかつくんれん) (生活訓練)	ちてきしょうがい せいしんしょうがい ひと ちいき せいかつ 知的障害や精神障害のある人が、地域での生活に こま 困らないように、身の回りのことをする訓練をします。	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	きぎょう しゅうしょく くんれん 企業に就職するための訓練をします。 しごとさが そうだん げんそく ねんかん 仕事探しの相談もできます。(原則2年間)	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型(雇用型)	いっばんきぎょう しゅうろう むすか ひと きぎょういがい 一般企業での就労は難しい人が、企業以外の ばしょ こようけいやく むす はたら 場所で雇用契約を結び、働きます。	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 B型(非雇用型)	いっばんきぎょう しゅうろう むすか ひと きぎょういがい 一般企業での就労は難しい人が、企業以外の ばしょ う 場所でサポートを受けながら働きます。	
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	しょうがいふくし りよう しゅうろう いた かた 障害福祉サービスを利用して、就労に至った方の しゅうろう ともな せいかつめん かだい かん しえん おこな 就労に伴う生活面の課題に関する支援を行います。	



にっちゅうかよ にっちゅうかつどう かいご 日中通う(日中活動・介護)サービス		きゅうふ しゅるい 給付の種類
せいかつ かいご 生活介護	しょうがい ひと にっちゅうかつどう さんか 障害のある人が、日中活動に参加します。 にゅうよく しょうくじ さぎょう ●入浴、トイレ、食事、作業など	かいごきゅうふ 介護給付
りょうよう かいご 療養介護	おも しょうがい ひと にゅういん いりょう 重い障害のある人が、入院して医療ケアを う 受けながら、日常生活の支援が受けられます。	ちいきせいかつ 地域生活 しえんじぎょう 支援事業
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター ※2	しょうがい ひと にっちゅうかつどう さんか 障害のある人が、日中活動に参加します。 さぎょう ●スポーツ、レク、作業など	
にっちゅういちじしえん 日中一時支援	かぞく ようじ しせつ いちじてき す 家族に用事があるとき、施設で一時的に過ごします。	
ちいきさぎょうしょ 地域作業所※2	しょうがい ひと にっちゅうかつどう さんか 障害のある人が、日中活動に参加します。	よこすかし 横須賀市 どくじじぎょう 独自事業



※2 ちいきかつどうしえん ちいきさぎょうしょ しやくしょ しんせいてつづ
地域活動支援センターと地域作業所は、市役所での申請手続きはありません。

4. サービス利用の流れ

①相談

- 1 困ったことがある場合や、サービスを利用したい場合、市役所か、相談支援事業所に相談しましょう。
- 2 利用したいサービスを決めましょう。

②申請・調査

- 1 市役所に申請します。申請すると、市のケースワーカーと調査員が家に来て、調査をします。
- 2 申請したサービスによっては、医師意見書をかかりつけ医（主治医）に書いてもらう場合もあります。

* 相談支援事業所は好きなところを選べます。

③認定

- 1 障害支援区分が決まります。
 - 2 障害支援区分が書かれた手紙が家に届きます。
- * 障害支援区分は、あなたに必要なサービスの目安です。

(①～③の間) ④相談支援事業所と契約

- 1 相談支援事業所にお電話などで「サービスを使いたいので、サービス等利用計画を作りたい」とお話ししましょう。
- 2 相談支援専門員が家に来ます。どんなサービスを使いたいのか、どんなことに困っているかお話ししましょう。
- 3 お話を聞いて、相談支援専門員が、サービス等利用計画（案）をつくれます。

* サービス等利用計画（案）は、相談支援事業所が市役所に提出します。

⑤支給決定

- 1 市役所は、サービス等利用計画（案）を参考にして、あなたの使えるサービスを決めます。サービスの種類や量、有効期限が書かれた「障害福祉サービス受給者証」をつくり、家に郵便で送ります。
- 2 受給者証が家に届いたら、相談支援事業所に連絡しましょう。
- 3 相談支援専門員が受給者証を確認して、サービス等利用計画をつくれます。

* 受給者証の有効期限が切れるときや、受給者証に書いてある内容を変えるとき、④の②に戻ります。

⑦モニタリング（サービスの見直し）

- 1 生活環境が変わったり、使いたいサービスが変わったら、相談支援専門員にお話ししましょう。
- 2 定期的に、相談支援専門員が家に来て、利用しているサービスが、あなたに合っているかどうか、確認します。

⑥サービス利用

- 1 サービス等利用計画に書いてあるように、サービス事業所と契約し、利用します。
- 2 サービスを利用したら、利用した事業者利用料を支払います。（利用料がかかる人とかからない人がいます。）